

—京都三山の森林景観を守り続けるために—

京都市三山森林景観保全・再生ガイドライン

概要版



平成23年5月

京都市都市計画局

目 次

京都三山の森林景観を守り続けるために	1
第1章 ガイドラインの目的	
1 ガイドラインの目的	2
2 ガイドラインの位置付け	3
3 対象区域	3
第2章 ガイドラインの基本理念と基本方針	
1 基本理念	5
2 基本方針	5
第3章 三山の森林の歴史と現状	
1 三山の森林の歴史	6
2 三山の現状と課題	8
第4章 現況植生等からみた三山の類型化	
1 三山の森林類型	10
2 植生と土壤等との関連性	11
3 立地類型	14
第5章 目標とする森林像の選定	
1 景観形成価値の景観重要性からみた選定	16
2 斜面防災的価値の重要性からみた選定	22
3 地域生態系保全的価値の重要性からみた選定	23
第6章 「整備をめざす森林像」決定までのプロセス	
1 「整備をめざす森林像」を得るまでのフロー	26
2 「立地類型」の判定から「整備をめざす森林像」を得るまでの具体例	27
第7章 技術指針	
1 4種類の技術指針	31
(1) 林相改善技術指針	
(2) 森林再生技術指針	
(3) 森林保全技術指針	
(4) 獣害・病虫害対策技術指針	
第8章 共汗で取組む森林景観の保全・再生に向けて	
1 京都市基本計画に掲げる取組の推進	32
2 ガイドラインに基づく森林景観づくりに向けて	32

－京都三山の森林景観を守り続けるために－

古来より、日本人にとって自然は命の源であり、人々は自然と共生することにより、自然を敬い、心のよりどころとし、その恵みに感謝してきました。

京都は、1200年を超える歴史を積み重ねてきた歴史都市として、市街地の周囲を取り囲む三方の山々（東山、北山、西山の総称、以下「三山」といいます。）と共に共生してきた都市であり、三山の森林は、燃料などの供給源として、人々の暮らしとの密接な結びつきによって形づくられた里山林でした。

また、三山の森林景観は、「枕草子」をはじめとする多くの文学や絵画に取り上げられていくように、日本の風景として歴史を刻み、日本文化とも密接に関わり合ってきました。

現在においても、市街地から望むことができる三山の森林景観は、京都の景観を特徴づける重要な要素であり、山ろく社寺の背景林、借景林となっている景観は、大径木の莊厳さを含む森の厳かさがあり、添景としてのモミジ・サクラとともに、日本文化の拠点都市　京都の「京都らしさ」を象徴する存在となっています。

森林を守るには、自然の営みに任せて手を加えないことが一番良いとの考えを持った人は多いのではないかでしょうか。確かに森林の生態系が自立している原生林（白神山地のような人の手がほとんど入っていない森林）においては、手を加えないことが自然を守ることにつながっています。

しかし、三山のように人とのかかわりの中で形成してきた森林に手が入らなくなると、一見、緑豊かなように見えますが、貧弱な樹木ばかりになったり、多様性の少ない特定の樹木が繁茂するなど、森林として不健全な状態に陥り、それらの多くは病んでしまうことになります。

古都京都のイメージの重要な構成要素である森林が、人々の知らない間に変化してしまい、治山治水機能が低下し、山腹崩壊などの危険が生じる前に、まちと共生する森林の再生に向け、さらには、木の文化を大切にするまちづくりに向け、三山の森林景観の望ましい方向性を明確にする必要があります。

「京都市三山森林景観保全・再生ガイドライン」（以下の章においては、「ガイドライン」といいます。）は、今日における市街地を取り巻く森林の様相が大きく変化していることを受け、市民やNPOなどとともに、森林に積極的にかかわっていくことが欠かせないという視点に立って作成したものです。

第1章 ガイドラインの目的

1 ガイドラインの目的

(1) 森林の公共的価値

森林には景観形成価値^{*1}、斜面防災的価値^{*2}、地域生態系保全的価値^{*3}、二酸化炭素（CO₂）吸収・気象緩和等の環境保全的価値^{*4}、健康・教育的価値^{*5}など様々な公益的価値がありますが、これらの価値のうち、ガイドラインでは、特に景観形成価値、斜面防災的価値、地域生態系保全的価値に着目し、健全な森林景観を保全・再生することにより、森林が持つ多面的な価値の向上を目指します。

*1 景観形成価値：歴史的文化的資産と四季折々のきめ細やかに織り成す風景とが一体をなしている山並みとしての景観的価値

*2 斜面防災的価値：下層植生等が表土の侵食を抑制し、張り巡らされた根が土砂の崩壊を防ぐ働きがあるという防災的価値

*3 地域生態系保全的価値：野生動植物の生息、生育の場として森林をとらえ、その多様な動物等の生息域を保全するという地域生態系保全的（生物多様性的）価値

*4 環境保全的価値：光合成が地球温暖化の原因となる二酸化炭素を吸収し、蒸散がヒートアイランド現象を緩和するなど、地球環境の保全に寄与する価値

*5 健康・教育的価値：樹木からの揮発性物質により健康増進効果が得られることや運動、体験学習などにより、心身のやすらぎを得ることができるという健康・教育・精神文化的価値

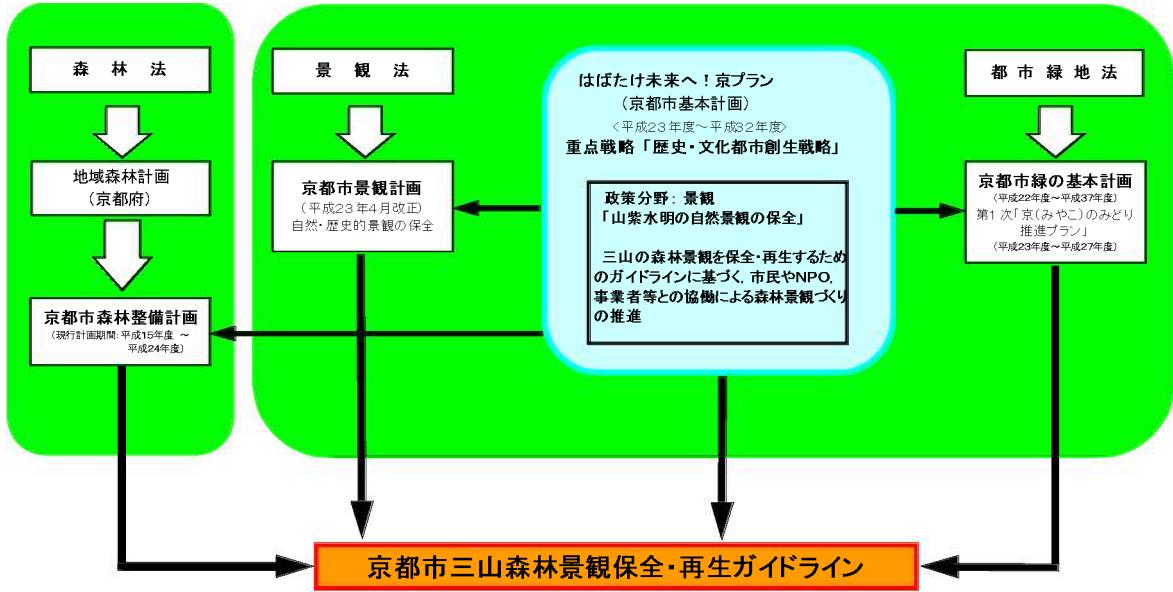
(2) ガイドライン作成の目的

これらの森林の有する価値を踏まえ、三山の森林景観を保全・再生するための基本的な考え方を示し、目指すべき森林景観像とこれを導きだすための手順や技術的な指針を示すことにより、各地域に適した森林と森林景観の形成を図ることを目的とします。

また、ガイドラインの運用に当たっては、基礎データの更なる蓄積やその後の課題の顕在化、社会情勢の変化等によって見直していくといった、森林景観の順応的な管理を行うものとし、当面は5年を1つの区切りとして運用していくことを考えています。

2 ガイドラインの位置付け

ガイドラインと関係する諸法令や京都市基本計画等との関連を図示すると、以下のようにになります。本市では、ガイドラインを積極的に活用することにより、基本計画や関連するこれらの分野別計画に掲げる施策等を推進します。



3 対象区域

いわゆる三山と呼ばれる東山、北山、西山は、山科醍醐の山間を含めて京都の市街地を取り囲むように存在しています。このうちガイドラインでは、京都市自然風景保全条例^{*1}に基づく第1種自然風景保全地区^{*2}（約14,250ヘクタール）、いわゆる古都保存法に基づく歴史的風土特別保存地区^{*3}（約2,861ヘクタール）に市街地内に点在する森林等（吉田山等）を加えた約17,000ヘクタールを対象としています。

（次ページ参照）

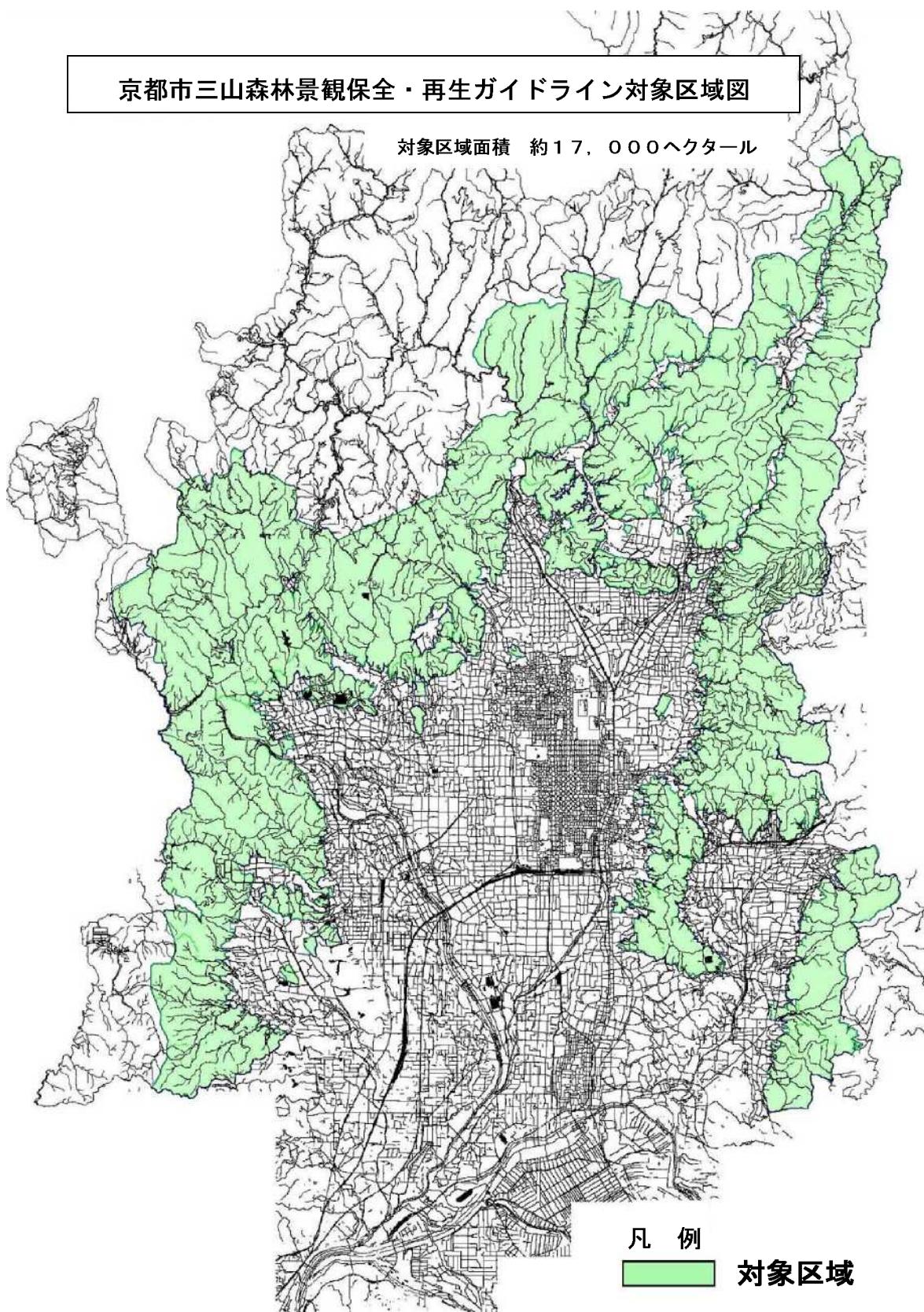
*1 京都市自然風景保全条例： 自然風景の保全に関し、必要な事項を定めることにより、快適な生活環境の保全に資するとともに、自然風景を将来の世代に継承することを目的とする条例

*2 第1種自然風景保全地区： 自然風景の保全を図るうえで特に重要な土地の区域

*3 歴史的風土特別保存地区： 歴史的風土保存区域（古都における歴史的風土を保存するための土地の区域）内において、極必要な部分を構成している地域

京都市三山森林景観保全・再生ガイドライン対象区域図

対象区域面積 約 17,000ヘクタール



第2章 ガイドラインの基本理念と基本方針

1 基本理念

京都らしく美しい森林と豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ

山紫水明と称えられる豊かな自然と1200年の悠久の歴史に育まれた歴史都市・京都の美しい景観は、京都市民のみならず国民の共有財産であり、世界の宝というべきものです。

誰もが思い浮かべる京都らしさ、それは神社の鎮守の森の静けさや、荘厳な寺院と調和した自然、新緑に映える山桜、咲き競うつつじ、錦秋の山々、尾根の松林、北山杉の直線美、よく手入れされた竹林など、四季折々のきめ細やかに織りなす風景ではないでしょうか。

それは文化的にも経済的にも、それをとりまく自然、そして森林と密接な関係にあった京都という歴史都市独特の風景です。しかし、ここ数十年の間に進行した経済構造と生活様式の変化に伴い、森林から人々が遠ざかる状態が続いたことによって、これらの「京都らしい」景観が存続の危機にさらされています。

50年後、100年後も京都が京都であり続けるためには、京都市基本構想に示す「保全・再生・創造」を基本とし、時を超えて光輝く京都の景観づくりを推進していくかなければなりません。

先人たちのたゆまぬ努力で守り、育てられてきたこの美しい京都三山の森林景観を未来の世代に継承することは、現代を生きる私たち一人ひとりの使命であり責務です。

そこで、今一度、京都らしく美しい森林、豊かな自然環境を取り戻し、次世代に引き継ぐために必要な方策を考える必要があります。

2 基本方針

ガイドラインの基本理念を実現するため、以下の4項目を基本方針にします。

基本方針1 人との関わりの中で形成されていた森林には手を入れていく森林景観づくり

かつて人との関わりの中で形成されていた森林については、積極的に手を入れ、人の手を入れることを必要としない自然度が高い貴重な森林については、最小限の維持管理に止めていくこととします。

基本方針2 森林の公益的価値の重要性に応じた森林景観づくり

景観を形成する価値や治山治水機能としての防災的価値、生物多様性からみた生態系の保全的な価値など、三山が持つ公益的価値の重要性を踏まえ、森林景観の保全・再生を図ります。

基本方針3 適地適木^{*1}の考え方を基本とした森林景観づくり

森林が健全に育つための自然的な条件は、樹種によって異なることから、特に表層の地質や地形の凹凸、斜面の勾配等の条件から導き出され、その場所に適した樹種を用いて保全・再生することを基本とした森林景観づくりを進めます。

基本方針4 市民やNPO、事業者等との協働による森林景観づくり

市民やNPO、事業者、及び社寺・学校など森林所有者、林業従事者、行政などの様々な主体の力を結集した取組を推進するため、本市において、ガイドラインを広く普及させるとともに、共汗で取り組む森林景観づくりを進めていくための仕組みを検討し、構築していきます。

*1 適地適木の考え方：森林のその場所で、自然に成り立つ森林を構成する樹種を植樹して、多様で安定し、安全で美しい森づくりを行うという考え方。

第3章 三山の森林の歴史と現状

1 三山の森林の歴史

(中世～近世)

中世から近世にかけての森林の状況は、文献としての記録はほとんどありませんが、室町時代後期に描かれた洛中洛外図においては、柴を運ぶ人物絵や鷹狩りが描かれていることから、森林は柴（コバノミツバツツジ類）の生息する、見通しがよく、高木林が決して多くない、明るい環境の山地であったと推定されます。



再撰花洛名勝図会の挿絵（一部）

さらに、江戸期を中心とした数々の名所図会からも、三山は疎林^{※1}の状態であったと推察されます。これは、森林が燃料を中心とする木質資源の供給の場として、市街地周辺の森林には常に手が入れられてきたことを意味します。そして、主要な景観木であったアカマツは、祇園祭の山鉾や五山の送り火で使用され、主たる燃料のひとつであった柴は、鞍馬の火祭においても、大松明や小松明に用いられてきました。

(明治)

明治時代に入り、社寺は、明治4年（1871）に出された社寺上知令（社寺のもつ社寺林の国有化）により、大きな収入源を失うことになりました。それまで、比較的荒廃地が少なかった社寺林は、社寺の収入を確保するため、上知前の伐採が広範囲で行われた結果、京都の景観に大きな影響を与えました。その結果、官有林を禁伐とすることで三山の森林を保護しようとしましたが、積極的な景観保全が行われたわけではありませんでした。こうした状況の中で、保勝会等による名勝地への植林や京都府による名勝地官有林の公園化計画など、近代における景観保全の動きが生まれてくることになります。

(大正)

大正時代から昭和初期にかけては、明治以降の無秩序な市街地の拡大をくいとめるため、都市計画諸制度が整備されていくことになります。大正9年（1920）に都市計画法が施行されたことに伴い、都市計画に関する審議が本格的に始まり、三山は京都の景観の重要な要素として、積極的に評価される存在となりました。そして、大正11年（1922）に四条烏丸を中心とする半径約2.3kmの広範囲な区域が都市計画区域となり、その中に多くの森林が含まれるものとなりました。

(昭和以降)

このような、京都の市街地を取り囲む自然への評価は、昭和5年（1930）に指定された約3,500ヘクタールの風致地区へ受け継がれ、翌年及び翌々年の追加指定を加えると、三山の山ろく約8,000ヘクタールが風致地区となり、山々とその山ろくの風致の維持が不可欠となりました。

一方では、全国的な交通機関の発達により観光が流行し、各地で観光地が開発されました。京都市は全国に先駆けて昭和5年（1930）に、観光課を設置し、風光明媚な観光都市として、三山を背景とする景観の持つ経済的価値が高められることになります。それに伴い、市街地近郊の山林での森林施業は大きく変化し、景観に配慮しつつ、京都の独自性を守ると考えられていたアカマツ林を存続させ、経済的なマツタケの生産との両立を図るとともに、モミジやサクラ等の鑑賞樹とスギ・シイとの混交林を模索していきました。

しかし、昭和9年（1934）に襲来した室戸台風は京都市域にも大きな災害をもたらしました。三山の森林への被害も大きく、特に景観的な中心地である東山では、清水寺から知恩院方面に甚大な被害をもたらしました。この事態を受けた東山国有林風致計画（大阪営林局（当時））は、現状への復旧とともに、外部からの眺望や丈夫な森林とするための複層林^{※2}の造成及び社寺の背景林への配慮等を主眼として作成されました。

太平洋戦争前後においては、過度の伐採がなされ、はげ山的な状況となりましたが、その後、順次アカマツ林が成育する森として回復していきました。しかし、昭和30年代からの高度経済成長期における開発の波は京都にも押し寄せ、京都市の双ヶ岡の開発問題が一つの契機となり、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（いわゆる「古都保存法」）が昭和41年（1966）に制定された結果、現状凍結的な保存は前進することとなります。



室戸台風後、神社に植えられたクス

その一方で、生活様式の変化、主に昭和30年代に急激に進んだ燃料革命といわれる変化は、燃料の供給元である三山と人々の生活との関係を絶つこととなり、加えて木材価格が低迷する状況の中で、手入れが行き届かなくなった森林はその林相を急速に変化させていきました。その結果、アカマツ林は相当衰退し、アカマツに代わり成長した常緑広葉樹が森を覆い、下層植生^{※3}がより単純化する等、様々な弊害を生む状況となっています。

一方、貴船や鞍馬、比叡山等の社寺林はその神苑としての性格から、局所的に手が入らない森林として継続し、比叡山のモミ林等の自然植生を多く残した形で現在においても存在しています。

※1 疎林：樹木の数が少ないため、枝葉の密度が薄い森林のこと。太陽の光が木々の間から地面まで差し込むことから、地表近くにも比較的多くの植物が生育する明るい森林となります。

※2 複層林：樹種や樹齢が異なる樹木によって形成された森林のこと。最も高いところで枝葉が重なり合っている層から順に高木層、亜高木層、低木層、地表近くは草本層といいます。

※3 下層植生：森林の地表付近に生える草類を中心とした植物群のこと。手入れが不足している人工林では、太陽の光が地面まで届きにくいため、下層植生が育ちにくくなります。

2 三山の現状と課題

かつて人々の生活との関係により成り立っていた三山の森林は、前述のように近年においては、用材や薪炭の需要はほとんどなく、北山杉の生産以外、人手が加わることがなくなりました。三山にみられる大きな変化を整理してみます。

(1) 現状

ア シイ林の拡大

(ア) シイの繁茂による下層植生の喪失

アカマツ林が衰退し、その跡に常緑のシイ林が増え、東山においては、約40年間で約4.7倍に拡大しています。

シイ林の林床は、光が遮られるため暗くなり、下層植生が失われることから、単純な林相になっています。



大文字山付近のシイの繁茂状況

イ 森林病害虫の蔓延

(ア) 松くい虫被害の蔓延によるアカマツ林の衰退

三山では1970年代から被害が広まり、現在でも継続しています。東山ではアカマツ林がなくなるほどの被害を受け、北山や西山においても、アカマツ林が衰退しています。



小倉山の被害状況

(イ) カシノナガキクイムシ被害の蔓延によるナラ類樹木の大量枯損

平成16年に将軍塚付近でカシノナガキクイムシによる被害が確認されて以来、急激に蔓延し、平成22年の枯損本数は約17,000本に上ります。



大文字山の被害状況

ウ シカによる食害

(ア) 食害による枯損等により、森林の世代交代が途絶

シカは、枝や葉を食べるだけではなく、大部分の新芽を食べたり、樹皮を剥ぐ等により、森林の存続に重大な脅威を与えています。例えば、チマキザサの多くが、繰り返される食害によって失われる等の被害が顕在化しています。



食害によって枯れたヒノキの幼樹

エ 放置森林の増加

(ア) 森林の荒廃に起因する斜面の不安定化や景観阻害

木材価格の低迷が長く続いていることに加え、輸入木材との競争の中で、森林に対する投資資金の回収が難しくなった結果、手入れされず放置された森林が増加し、斜面崩落や幹折れ等が発生しています。



間伐されていないスギ人工林で発生した大量幹折れ

(2) 課題

このように、一見、緑豊かに見える森林も、人との関わりの中で形成されていた森林に手が入らなくなると、貧弱な樹木ばかりになったり、特定の樹木が繁茂するようになるなど、森林として多様性の少ない不健全な状態に陥り、カシノナガキクイムシによる被害の蔓延や、生物多様性、防災の観点から大きな課題が生じることになります。

また、かつては景観の主要な樹木であったアカマツは、京都の景観を代表するものとして文化的側面からも必要不可欠な存在であり、その再現が課題となっています。

古都京都の重要な構成要素である森林が、人々の知らない間に変化してしまい、治山治水機能が低下し、山腹崩壊などの危険が生じる前に、人の手を入れることで自然の理にかなった、安定した、健全で美しい森林に導き、森林が持つ多面的な価値を回復させることにより、市街地からの景観を改善し、観光にも貢献できる、京都に相応しい森林景観を創出することが必要となっています。



市街地上空から大文字山を望む（平成18年8月撮影）

第4章 現況植生等からみた三山の類型化

この章では、目標とする森林像を導き出すための手順として、まず、現況植生を分析したうえで、植生と土壤等との関連性を踏まえ、森林の種類や立地条件の類型化を行います。

1 三山の森林類型

三山には、多くの森林の種類があります。森林を構成する代表的な樹種名でその森林の種類を分類するため、平成21年度に調査を実施した結果、優占種区分（森林の中で最も占有面積率の大きい植物（樹木）の名を付けて、○○林と区分する方法）により、37種類の森林類型に区分できることができました。

37種類の森林類型は、以下の表のとおりです。

1 アカマツ林（全域で退行・衰退）	2 アカマツ衰退・ツツジ科低木林
3 ソヨゴ林（アカマツ林が退行した林分）	4 コナラ林（アカマツ林が退行した林分と旧薪炭林がある）
5 イヌシデ林	6 アカシデ林（ごく小規模）
7 モミ林	8 モミ・ツガ林（ごく小規模）
9 カナクギノキ林（小規模）	10 ウラジロモミ林（ごく小規模）
11 ツクバネガシ林（ごく小規模）	12 アカガシ林（ごく小規模）
13 ウラジロガシ林（ごく小規模）	14 コジイ林（スダジイ林を含む）
15 アラカシ林（旧薪炭林）	16 アベマキ林（旧薪炭林）
17 クヌギ林（旧薪炭林）	18 ケヤキ林（オオモジ、イロハモミジを下層に持つ）
19 エノキ林（ムクノキを含む）	20 イロハモミジ林（ほぼ植栽林）
21 ヤマザクラ林（他種落葉広葉樹が混交する林分）	22 ヤマナラシ林（小規模）
23 タマミズキ林	24 ヤシャブシ林（多くは緑化群落残存林）
25 モウソウチク林	26 マダケ林（ごく一部）
27 ヤダケ群落（ごく一部）	28 スギ林（天然/人工林 落葉樹との混交林を含む）
29 ヒノキ林（植栽林）	30 カラマツ林（ごく小規模；植栽林）
31 カスミザクラ林（他種との混交率が高い）	32 ホオノキ林（ごく小規模）
33 リョウブ林（旧薪炭林；ごく小規模）	34 タムシバ林（ごく小規模）
35 クスノキ林（小規模）	36 ヤブツバキ林
37 シキミ・アセビ群落（近年のシカ被害後群落）	

* 森林類型は、小地形を反映する数百平方メートルの規模の林分としています。

* 森林類型の優占種以外で、混植が可能な、京都の地域性になじむ樹種
京都の土壤や気候に適した植物種は100種類以上あり、その特性に応じて混植することができます。
主な樹木は、落葉樹では、エノキ、カツラ、クリ、ヤマハンノキ、ムクノキ、アオハダ、アオダモ、アキニレ等、常緑樹では、モチノキ、ユズリハ、クロバイ、カクレミノ、シロダモ、シラカシ、ヤブニッケイ、ナナミノキ、ウラジロガシ等、針葉樹では、アスナロ、ツガ、カヤ等が知られています。

2 植生と土壤等との関連性

三山の森林をつくる主たる樹種と、その森林の基盤を形成する土壤等には関連性があります。次の5種類は、後述する立地類型を求めるために、特に関係が深いので、指標として採用しています。

なお、平成21年度に実施した基礎調査では、斜面方位の調査を実施しています。斜面方位は、樹木の生育の初期において非常に重要ですが、森林類型とのかかわりについては今後の検討課題とし、今回指標としては採用していません。

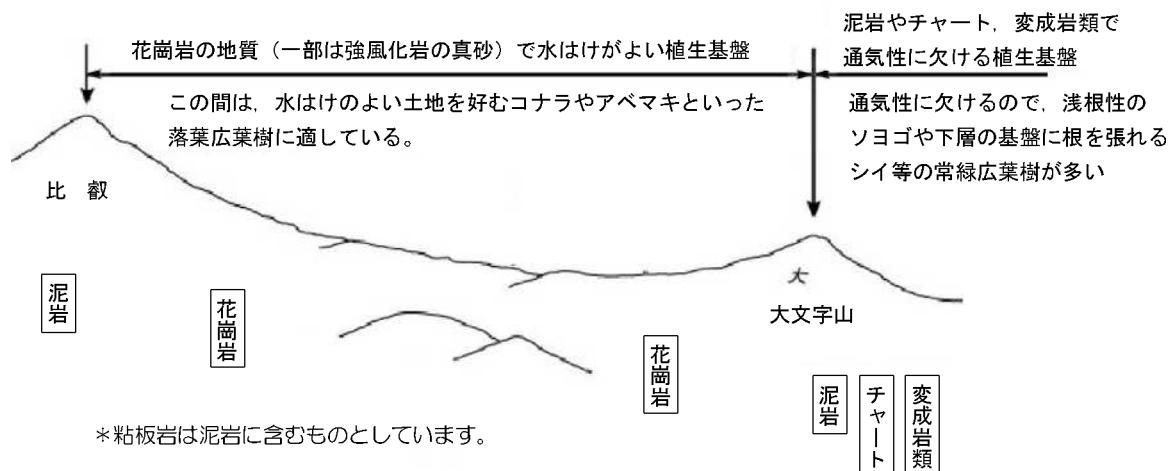
(1) 表層地質

表層地質の植生基盤としての性質(水はけ等)の違いにより、植生に違いがあります。

水はけの良い立地をつくる花崗岩地質の場所では、落葉広葉樹が多くなり、水はけの悪い泥岩・变成岩類等の地質の場所では、常緑広葉樹が多くなります。

例えば、大文字山を見ると、山の北側と南側では表層地質が異なるため、植生が異なります。これは、北側は花崗岩地質、南側は泥岩・チャート・变成岩類地質で成り立っているからです。

比叡山から大文字に至る地域の地質等状況解説図



(2) 地形の凹凸

凸型地形では、乾燥するため、乾燥環境に適合した樹種が多く生息します。また、凹型地形では、周辺から水が集まるため湿潤な環境となり、水分要求度が高い樹種が多くなります。

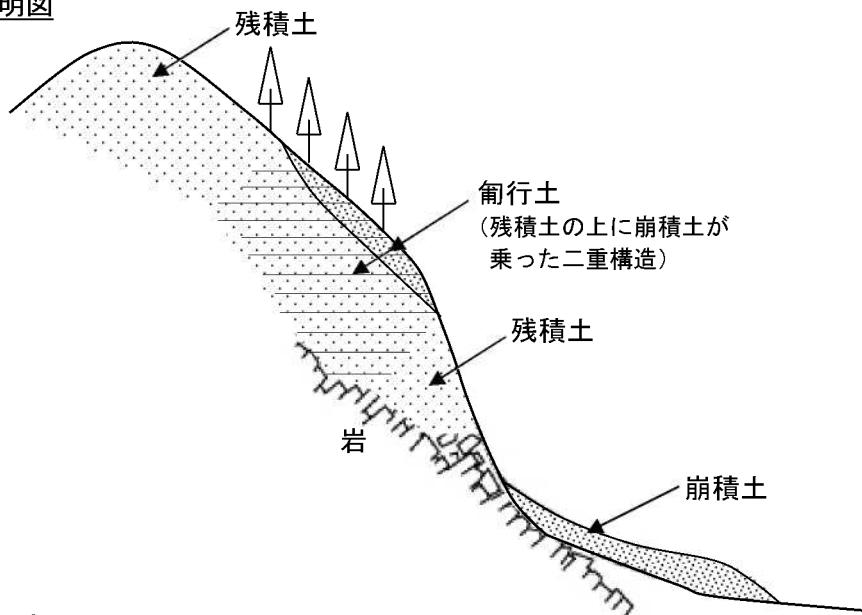
例えば、モミは尾根筋でも比較的土層が厚く、水はけが良い凸型地形に多く生育します。また、アカマツは凸型地形に多く生息し、キノコ類の菌と共生して大きく育ちます。

これに対し、スギは水が集まる凹型地形を好み、ケヤキは水を含む、厚く堆積した凹型地形に多く生育します。

(3) 堆積区分

土壤生成期からその場所に留まっている土と、斜面下方へ侵食や崩壊によって移動した土があります。前者を残積土、後者を崩積土と呼びます。残積土の上に崩積土が乗る土は匍行土と呼ばれ、植物の生育と深い関係があるとされます。これは、残積土では土の密度が緻密で空気を含みにくく、崩積土では空気が含まれやすいことと関係しています。

堆積区分の概略説明図



(4) 斜面勾配（傾斜）

急傾斜地では樹木の枝が谷側に広がる樹種が多くなります。これは、生きるために日光を必要とするからですが、傾斜地の上と下では水分と養分の供給も異なるため、生育に影響を与えます。

また、種類によっては、モミジのように片枝樹形となりやすい樹種とヒノキのように、なりにくい樹種があります。このため、ヒノキは傾斜地の上部に生息するもののみが淘汰され、大きくなることができます。

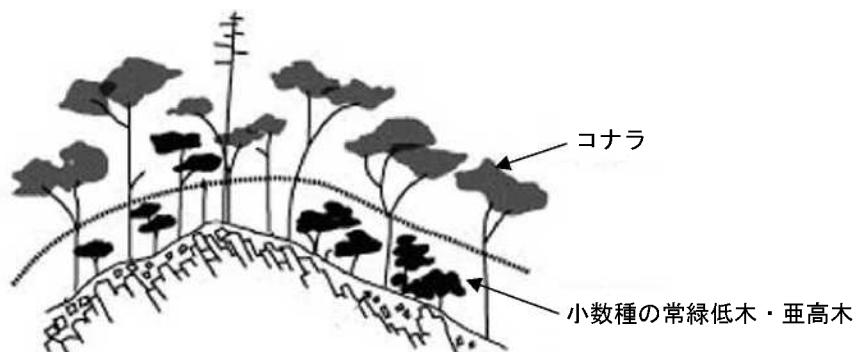
斜面勾配地（谷筋）での植生模式図



(5) 表層土粒径

粘土, 砂質土, 磯質土等の土壤を構成する成分の粒径が大きいか, 小さいかによって, それに適した樹種があります。

例えば, ソヨゴは粒径が細かい粘土質土壤での生育に適し, コナラは土壤粒径が大きな土壤での生育に適しているという傾向があります。



細粒土（礫混じり）、礫質土の尾根の基盤



粘土が多く含まれる尾根とその周辺の基盤

残積土（主に尾根）の場合は、
将来はヒノキ林へ遷移

匍行土（主に尾根の周辺）の場合は、
将来はシイ林へ遷移

3 立地類型

森林の基盤を形成する表層地質や地形の凹凸など5つの条件を重ね、実態調査結果から17種類に分類しています。これを「立地類型」と言います。

立地類型にはその対象地で保全・再生可能な複数の森林類型があり、森林類型の組み合わせによって、対象地の条件に適した森林像を求めることができます。逆に、立地類型に対応する森林類型以外はその場所では安定して成立することはできません。

立地類型区分表

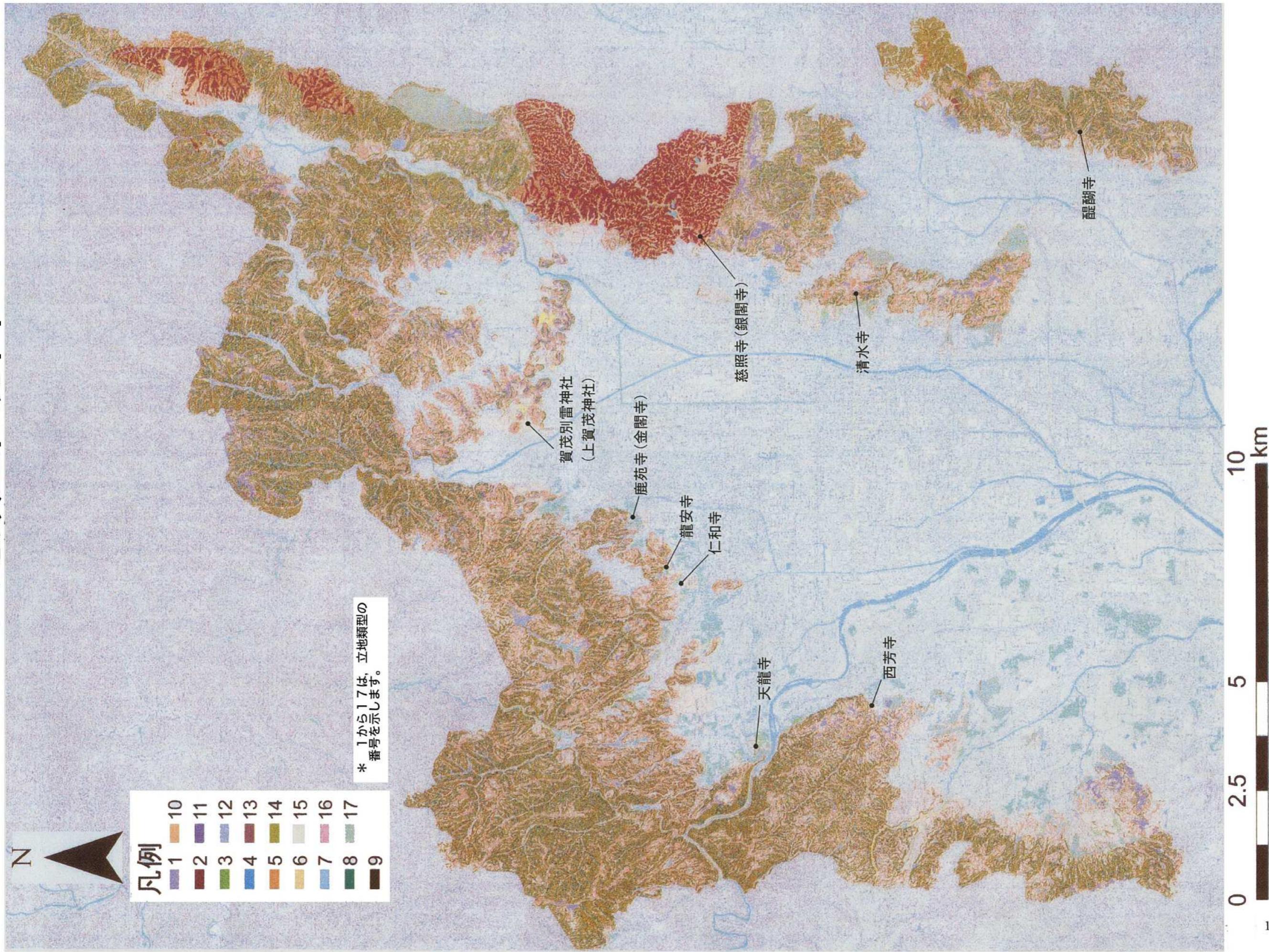
立地類型 の区分	表層地質	地形の凹凸	堆積区分	斜面勾配 (傾斜)	表層土粒径	対応する 森林類型例
1	花崗岩 泥 岩 变成岩 チャート	主に凸型	残積土 匍行土 崩積土	全ての傾斜 (緩斜面が多い)	粘性土	アカマツ林 つづじ科低木林 ヒノキ林 他
2	花崗岩 泥 岩 变成岩 チャート	凸型	残積土 匍行土 崩積土	全ての傾斜	細粒土, 砂質土, 礫質土, 岩盤節理	アカマツ林 イロハモジ林 ヒノキ林 他
3		非凸型 主に小起伏 ^{*1}	残積土	30° 以上	細粒土, 砂質土, 礫質土, 岩盤節理	コナラ林 アカガシ林 他
4				30° 未満	細粒土, 砂質土, 礫質土, 岩盤節理	モミ林, コナラ林 イヌシデ林 他
5			匍行土 崩積土	30° 以上	細粒土, 砂質土, 礫質土, 岩盤節理	ヤブツバキ林 コナラ林 他
6				30° 未満	細粒土, 砂質土, 礫質土, 岩盤節理	ヤマザクラ林 コシアブラ林 他
7		凸型	崩積土	全ての傾斜	細粒土, 砂質土, 礫質土, 岩盤節理	イロハモジ林 タムシバ林他
8			残積土 匍行土	30° 以上	細粒土, 矶質土	シイ林 他
9					岩盤節理	アカガシ林 他
10					細粒土	イヌブナ林 他
11					礫質土	ウラジロモミ林 他
12		非凸型 主に平衡 ^{*2}	崩積土	全ての傾斜	細粒土	ヤマザクラ林他
13			残積土 匍行土		礫質土	カツラ林 他
14				30° 以上	細粒土, 矶質土	イロハモジ林 他
15				30° 未満	細粒土	シラカシ林 他
16					礫質土	ウラジロガシ林 他
17	大阪層群 ^{*3}					エノキ林 他

*1 小 起 伏： 花崗岩が風化し、真砂化して浸食しやすい地形で生まれる、こまかい凹凸を伴う地形

*2 平 衡： 斜面において、凹凸が少ない地形の状態

*3 大 阪 層 群： 山地から流れ出た砂礫層と海底で堆積した粘土層が幾重にも重なる地層

立地類型区分図



第5章 目標とする森林像の選定

目標とする森林像を導き出すための手順として、第4章では森林の立地条件によって適切な森林類型が決まることについて述べましたが、ここからは、景観形成、斜面防災、地域生態系に着目し、この3種類の指標で評価し、その森林像がどのように求められるかを考察します。

1 景観形成価値の景観重要性からみた選定

(1) 概要

三山の景観は、京都の景観を特徴づける重要な要素です。京都らしさを演出することができる景観とするため、法令等の規定や市街地からの見え方（被視性）等を考慮し、景観重点配慮区域、景観準重点配慮区域、景観配慮区域、一般区域の4種類に区分し、配慮すべき事項を定めています。

(2) 景観重要性区域の基本的な考え方

ア 景観を規制する関係法令等からみた考え方

法令等により規定された区域と景観重要性区分の関係についての基本的な考え方は、以下のとおりとします。

法令等で規定された区分	概 要	景観重要性区分			
		重 点	準 重 点	配 慮	一 般
歴史的風土特別保存地区 (境内地を除く)	古都保存法の趣旨を重視し、被視性等を考慮して、景観準重点配慮区域以上とする。	○	○	-	-
歴史的風土保存区域 (境内地を除く)	周辺地との調和に配慮し、被視性等を考慮して、景観配慮区域以上の区分とする。	○	○	○	-
特別緑地保全地区 (境内地を除く)	周辺地との調和に配慮し、被視性等を考慮して、景観配慮区域以上の区分とする。	○	○	○	-
京都市風致地区条例 第1種風致地区 (上記地区以外)	周辺地との調和に配慮し、被視性等を考慮して、見えない区域以外は、景観準重点配慮区域、景観配慮区域とする。	-	○	○	△
京都市自然風景保全条例 第1種地区 (上記地区以外)	周辺地との調和に配慮し、被視性が低い又は見えない区域以外は、景観配慮区域とする。	-	-	○	△
上記以外	一般区域	-	-	-	○

* 境内地は周辺環境との調和を考慮して区分する。

* 被視性については、被視性区分図を参考とする。

* △は被視性区分で、見えない区域等の明記がある場合に適用することとする。

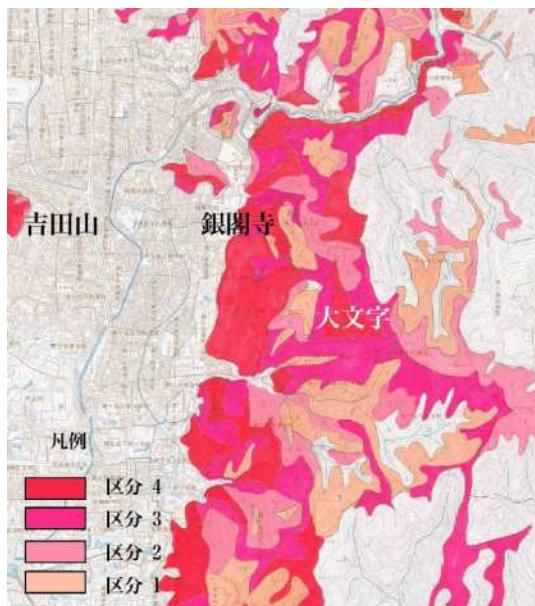
イ 被視性からみた考え方

三山は市街地を取り囲むように存在し、東山三十六峰等、古くから鑑賞の対象となるとともに、その山ろくには大小の社寺があり、多くの観光客が訪れる名所・旧跡が数多くあります。

三山の景観は、京都の景観を特徴づける重要な要素で、市街地からの見え方が重要であるため、その整備をどの部分から始めるのかという優先度やどの程度の整備水準とするのかなどに留意する必要があります。そこで、見る場所として観光動線に着目し、移動を伴う見え方を検討することとし、社寺の背後の山並み等を含め、山並みが見える概ね2km圏内から見える部分を0（見えない）から4（広く、長く見る）までに区分しました。

重要性区分と被視性区分の基本的な考え方は、下表のとおりです。

被視性区分図（部分：大文字山周辺地）



区分	被視性評価					
	歴史的風土特別保存地区 (注1)	歴史的風土保存区域 (注1)	特別緑地保全地区	左以外の風致第1種地区	左以外の第1種自然風景保全区域	それ以外
景観重点配慮区域	4・3	4	—	—	—	—
景観準重点配慮区域	2・1・0	3・2・1	4・3	4	—	—
景観配慮区域	—	0	2・1・0	3・2・1	4・3・2	—
一般区域	—	—	—	0 (注2)	1・0 (注2)	4・3・2・1・0 (注2)

* 評価区分は、

区分0：どこからも見えない

区分1：被可視範囲が狭く、視認時間も短い。注目度・被視頻度が低い主景部又は注目度・被視頻度が高い添景部

区分2：被可視範囲が広く、又は視認時間も長い。注目度・被視頻度が低い主景又は注目度が高く、被視頻度が低い添景

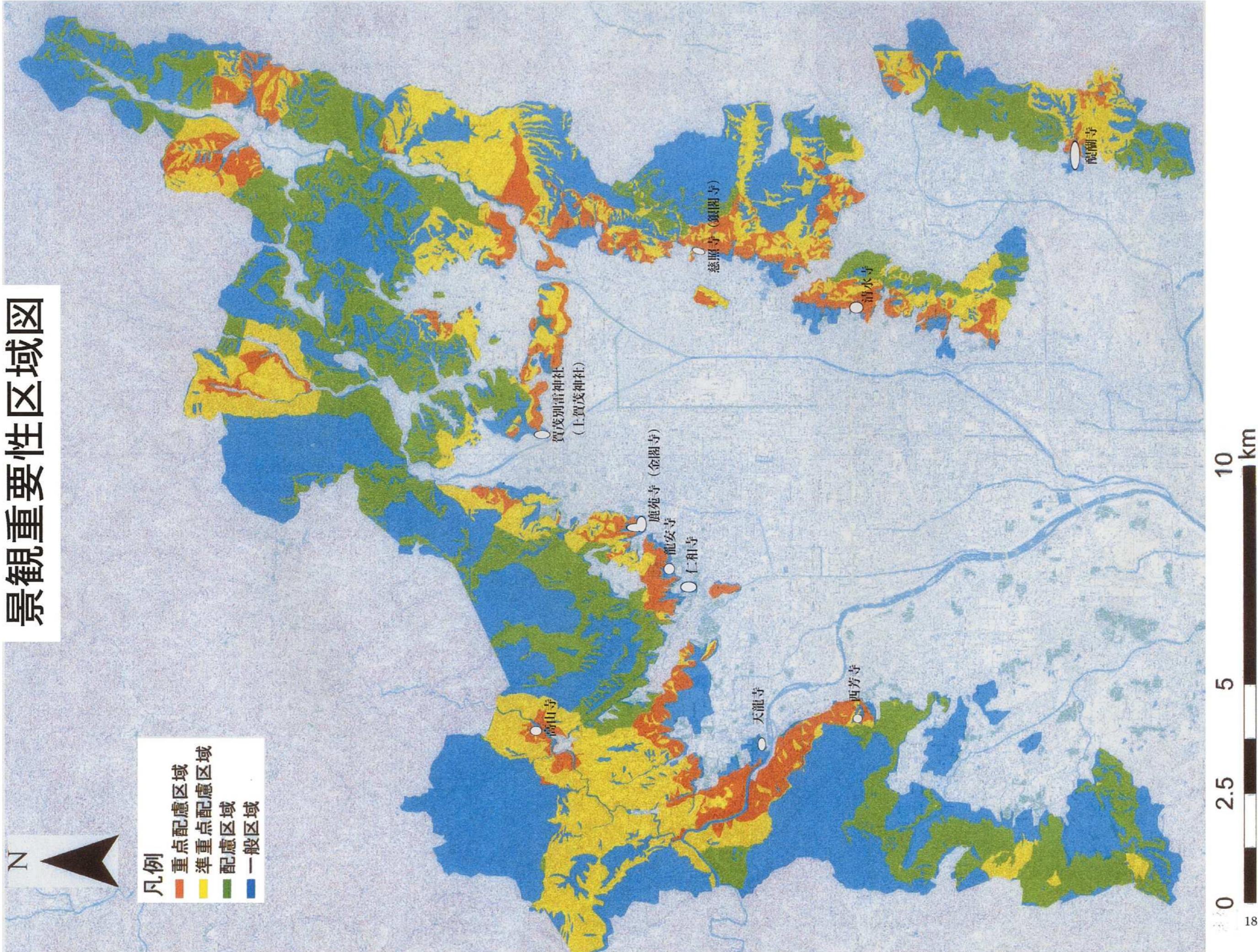
区分3：被可視範囲が広く、又は視認時間も長い。注目度・被視頻度が高い主景・添景

区分4：被可視範囲が広く、又は視認時間も長い。注目度・被視頻度が極めて高い主景・添景

* 境内地での適用は、森林又は管理された植栽林部とする。

* 人文・歴史的価値や修景が必要な遺跡等が存在する場合は、周囲との調和を優先し、概ね景観配慮区域以上とする。

景観重要性区域図



(3) 景観形成への配慮事項

景観形成への配慮は、景観重点配慮区域から一般区域に至るまで、以下の点でその区域の水準を考慮して行うものとします。

ア 歴史的風土を含む地域らしさを演出できる景観の形成に配慮します。

- ・ 社寺の建造物や歴史的な文化財等の背景を構成する森林景観は、それぞれの状況に応じ、調和に配慮する必要があります。

景観的変化が少ない環境が必要な場合は、持続性ある森林等へ誘導し、社寺の庭園等の背景を構成する場合等は、造園等の伝統的技術に基づいて構成された森林へ誘導するか、四季の移り変わりを実感できる森林へ誘導します。

- ・ 森林そのものの景観に価値がある場所では、地域特性に配慮するとともに、四季の移り変わりを実感できる森林へ誘導します。

イ 景観林としての機能を確保するため、一般区域以外では、以下の点に配慮します。

- ・ 林業を営む森林（北山杉生産地等）以外は、天然林となる森林へ誘導します。
- ・ 森林が、どのような距離から眺められるかを考慮し、近景（概ね500m以内）では、樹種同士を組合せた林床の美しさ、遠景では、稜線（尾根）や被視性の高い斜面での春秋期の色彩バランスに留意します。
- ・ ススキ群落のような在来種群落以外の群落は、高茎草本群落が成立しないように、強光条件の裸地環境を長期間維持せず、場合によっては、外来種草本を除去します。
- ・ 苗木を植栽する場合は、面的に密植する手法は用いず、規則性のない、自然にみられるような配植による手法とします。また、苗木を鹿などの食害から守る柵を設置する場合は、濃茶色等の自然景観になじむ、目立たない色のものを用います。

ウ アカマツ林の再生では、抵抗性マツの植栽を行うとともにバッファーゾーンの設置や継続的な落葉・落枝の除去等の管理体制を構築します。

エ 一般区域は、景観に配慮し、健全な森林の維持に努める区域とします。

- ・ 松くい虫被害木等の枯死木は、直ちに伐採し、処分します。

(4) 景観重要性と目標森林像の関係

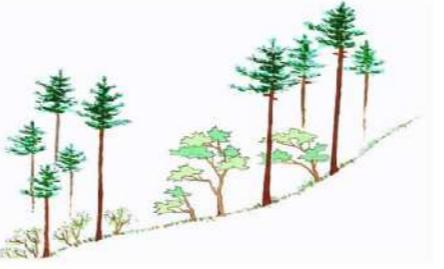
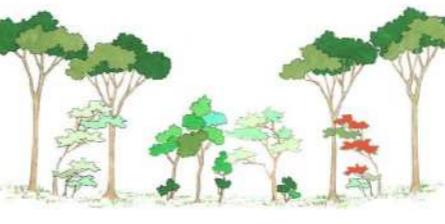
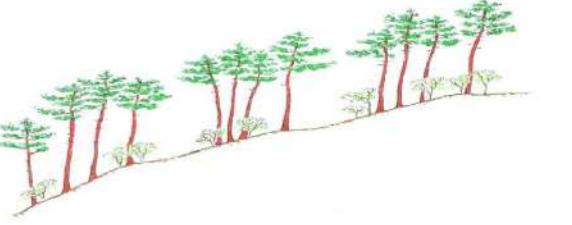
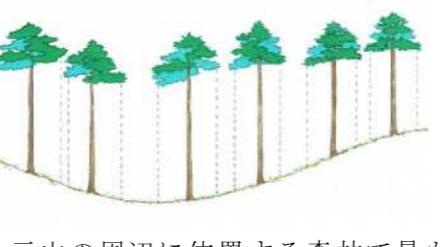
三山の森林類型が、37種類に区分できることは、第4章で記述したとおりですが、主な構成比を見ると、コナラ林（落葉樹林）が約4割、スギ・ヒノキ林（針葉樹人工林）が約3割、シイ林（常緑樹林）が約1割であり、3種類の森林で三山全体の約8割を占めています。

景観重要性と、このコナラ林、スギ・ヒノキ林、シイ林の目標とする森林像の関係をイラストにすると、次ページのようになります。

また、合わせて、景観形成への配慮事項として記述した、社寺の建造物や歴史的な文化財等の背景を構成する森林景観（庭園型森林）、アカマツ林の再生（アカマツ再生林）についても、イラストにしています。

三山の森林の種類と割合

森林の種類	割合	備考
コナラ林 (落葉樹林)	約4割	かつての薪炭林やアカマツ林を含みます。
スギ・ヒノキ人工林 (針葉樹人工林)	約3割	基本的に施業林です。
シイ林 (常緑樹林)	約1割	東山においては、約4割を占めます。
アカマツ林 (針葉樹林)	約1割	
その他の森林 (自然林を含む)	約1割	竹林やアラカシ林等の森林です。 自然林は、基本的に人の手を加えず保全する森林です。

区域区分	目標とする森林像			整備水準の極めて高い目標とする森林像
景観重点配慮区域	<p>森林の種類 コナラ林（落葉樹）</p> <p>目標とする森林像 落葉・常緑・針葉樹混交林 地域特性に配慮しながら、落葉樹・常緑樹・針葉樹が織り成す、春の新緑や花の美しさや秋の紅葉など、四季の移り変わりを実感できる健全な森林</p> 	<p>森林の種類 スギ・ヒノキ人工林（針葉樹）</p> <p>目標とする森林像 針葉・落葉樹混交林 林業の活性化を前提に、景観上支障のある人工林を除間伐し、紅葉する落葉樹や花木を追加した森林</p> 	<p>森林の種類 シイ林（常緑樹）</p> <p>目標とする森林像 常緑・落葉樹混交林 常緑樹林に日光を入れ、紅葉する落葉樹や林縁に花木を含む樹木を織り交ぜ、豊かな彩りを実感できる森林</p> 	<p>森林の種類 すべての森林</p> <p>目標とする森林像 庭園型森林 社寺の建造物や歴史的文化財、庭園の背景を構成する森林で、造園等の伝統的技術で修景された森林</p> 
景観準重点配慮区域	<p>現況の森林で最も多いコナラ林は、他の紅葉する落葉樹や常緑樹、針葉樹（モミ等）を織り交ぜる森林へ誘導します。</p>	<p>施業がされない人工林は、木材の生産機能を優先させた上で、ヒノキやスギに落葉樹を混交し、林床の植生を改善する等、自然林に近づけます。</p>	<p>東山で拡大しているシイ林等の常緑樹林の一部は、下層植生が少なく山腹崩壊の原因の一つとも言われています。 明るい森林とすることにより、より自然な森林へ誘導します。</p>	<p>森林の種類 アカマツ林</p> <p>目標とする森林像 アカマツ再生林 古都京都のイメージの重要な構成要素であるアカマツ林は、文化的側面からも必要不可欠な存在であり、その再現が課題となっています。</p> 
景観配慮区域	<p>森林の種類 コナラ林（落葉樹）・シイ林（常緑樹）</p> <p>目標とする森林像 病虫害被害跡地の回復緑化 カシノナガキクイムシ被害跡地等には地域特性に配慮しながら苗木を植え、獣害防止柵で囲み、鹿等の食害を防止し緑化の回復を図ります。</p> 			<p>しかし、アカマツ林を再生することは難しく、抵抗性マツの植栽を行うとともに、バッファーゾーンの設置や継続的な落葉・落枝の除去等の管理体制を構築する必要があります。</p>
一般区域	<p>森林の種類 スギ・ヒノキ人工林（針葉樹）</p> <p>目標とする森林像 景観の維持を図るために間伐する森林 生長の良くない木、形状の不良な木を伐り、優良木を残した森林</p> 			<p>* 抵抗性マツ マツ枯れの原因であるマツノザイセンチュウに対して抵抗力のあるマツで、感染に対して枯れにくい性質を持っています。</p>

2 斜面防災的価値の重要性からみた選定

(1) 概要

三山の縁辺部は、市街化が進み、住宅と森林の距離が近接する箇所が大部分を占めています。

また、森林が失われた状態を指す無林地では、森林が存在する林地と比較して表層崩壊の発生が多いことから、斜面防災において森林環境の維持は重要であると考えられています。

土砂災害防止法に基づいて、京都府が調査を実施し、公表している京都府土砂災害警戒箇所点検マップ^{*1}（以下「防災マップ」といいます。）に掲載されている「急傾斜地崩壊危険箇所」、「土石流危険渓流」の上流域等の情報を基本に、防災上、森林の保全・再生に配慮すべき区域を、斜面防災重点配慮区域、斜面防災配慮区域の2種類に区分しています。

なお、京都大学防災研究所、京都府立大学の学識的所見を踏まえるとともに、林野庁が把握している国有林内の危険斜面地を加えています。

(2) 斜面防災重要性区域と配慮すべき事項

森林の斜面防災上の役割として、生育基盤となる岩盤表層部の安定を図るために配慮すべき事項は、以下のとおりとします。

区分	配慮すべき事項
斜面防災 重点配慮区域	<p>区域は30°以上の急傾斜地であり、以下の配慮を行います。</p> <ul style="list-style-type: none">・土壤緊縛力^{*2}の高い根系を持つ植物が、健全な状態で生育する森林とします。 (広く根を張る樹木は、モミジ類、ウラジロガシ等が知られています。)・根系深度が揃いにくい、複層的森林とすることにします。 (深い根を持つコナラと浅い根を持つソヨゴやアオハダを組合せた森林や同一樹種の森であっても、樹齢が異なる場合は、同じ効果を生みます。)・ナラ枯れなどの集団枯損時に、表土の流出を防ぐ下層植生が生育する森林とすることにします。 (地下茎を発達させるシダ類（ウラジロシダ、コシダ、イワヒメワラビ等）やチマキザサ等の下層植生が生育している場合は、表土の流出を防止する機能があります。)
斜面防災 配慮区域	区域は土石流危険渓流の上流水域であり、重点配慮区域に準じた配慮を行いますが、管理頻度が重点配慮区域より低くなることを前提とした森林育成を図ります。

*1 京都府土砂災害警戒箇所点検マップ： 身近にある「土砂災害による被害のある箇所」を点検し、日頃からの備えや警戒避難に役立てることを目的として京都府が作成しているマップ。

*2 土 壤 緊 縛 力： 根系によって土壤層をつなぎ止める力で、基盤に根系が貫入することによる杭効果と根系が土壤層を斜面に沿って緊縛する効果がある。

3 地域生態系保全的価値の重要性からみた選定

(1) 概要

地域生態系（生物多様性）とは、あらゆる生物種の多さと、それによって成り立っている生態系の豊かさなどを指しますが、ここでは三山域の自然を構成する主要な要素として、植物種に着目し、植物種の多様性の維持が他の生物の多様性の維持にもつながるものとして考えています。

三山域を中心とした京都市における生物多様性を保全するうえで、重要度の高い区域を抽出し、重要性に応じて地域生態系を区分しています。

植物種の多様性の維持は、希少な種や群落の保全が特に重要であり、生物多様性保全の観点から地域生態系について**地域生態系重点配慮区域**、**地域生態系配慮区域**の2種類に区分しています。

(2) 地域生態系区域と配慮すべき事項

区 分	区域の対象	配慮すべき事項
地域生態系 重点配慮区域	保全すべき植物個体 ないし群落	地域生態系重点配慮区域においては、原則的に人の手を加えない現状維持の保全とします。しかし、存続が困難と判断される事態となった場合には、必要な措置を実施します。
地域生態系 配慮区域	保全すべき植物個体 等の緩衝地帯	地域生態系配慮区域は、重点配慮区域の緩衝地帯（バッファーゾーン）としての位置付けなので、一部の人工林での施業や荒廃地の回復緑化等を除き、現状を維持します。 また、森林病害虫等への必要な対応は、実施します。

* 区分については、基礎調査（平成21年度実施）、天然記念物の自生地、有識者によるヒアリング等の情報を基にしています。

（参考）

* 主な保全すべき森林

貴船のケヤキ・オオモミジ林、比叡山のウラジロモミ林、松尾大社のスダジイ林、鞍馬山のモミ林、大文字山のイヌシデ林 等 合計10の森林

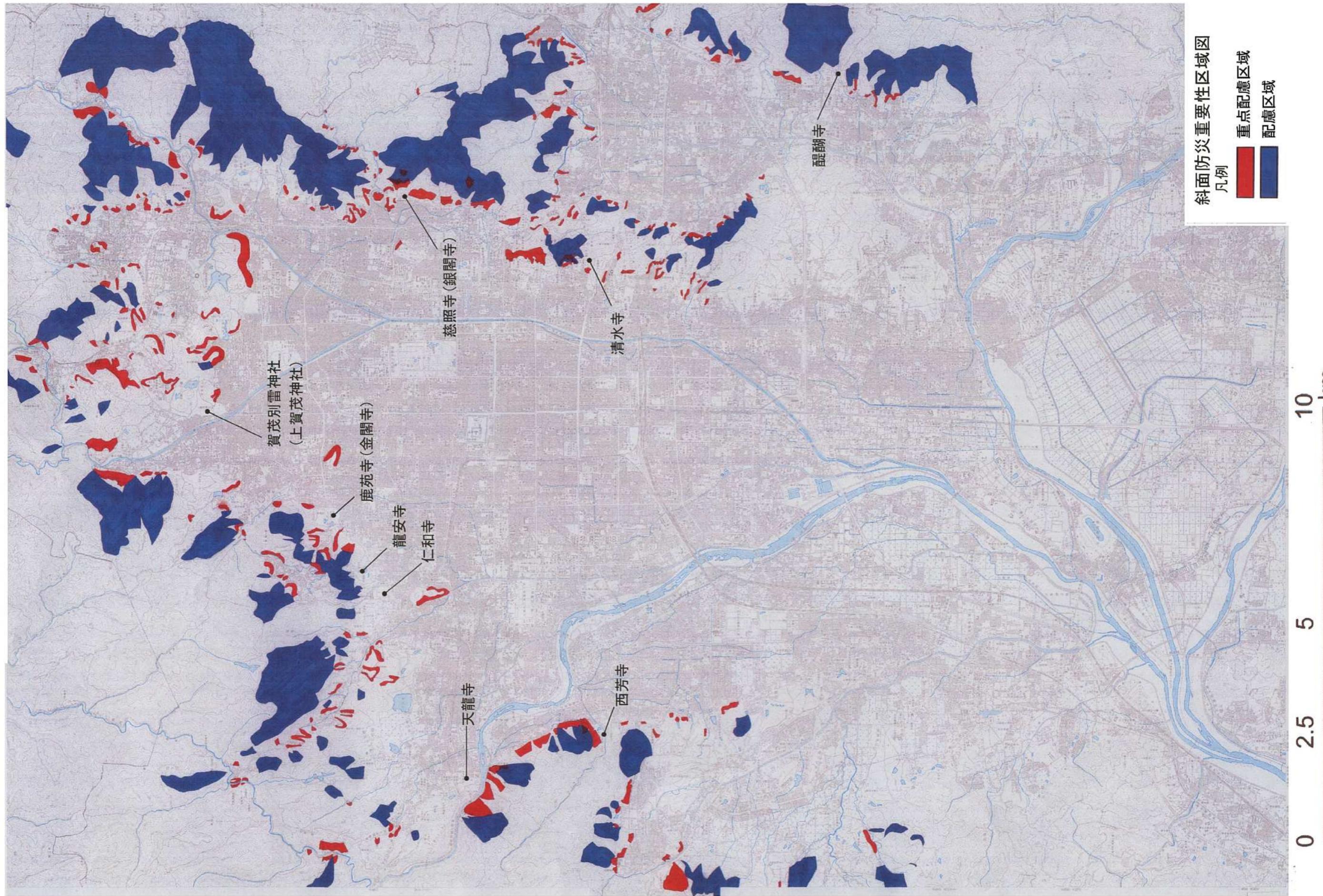
* 保全すべき群落

深泥池の水生植物群落 等 4箇所

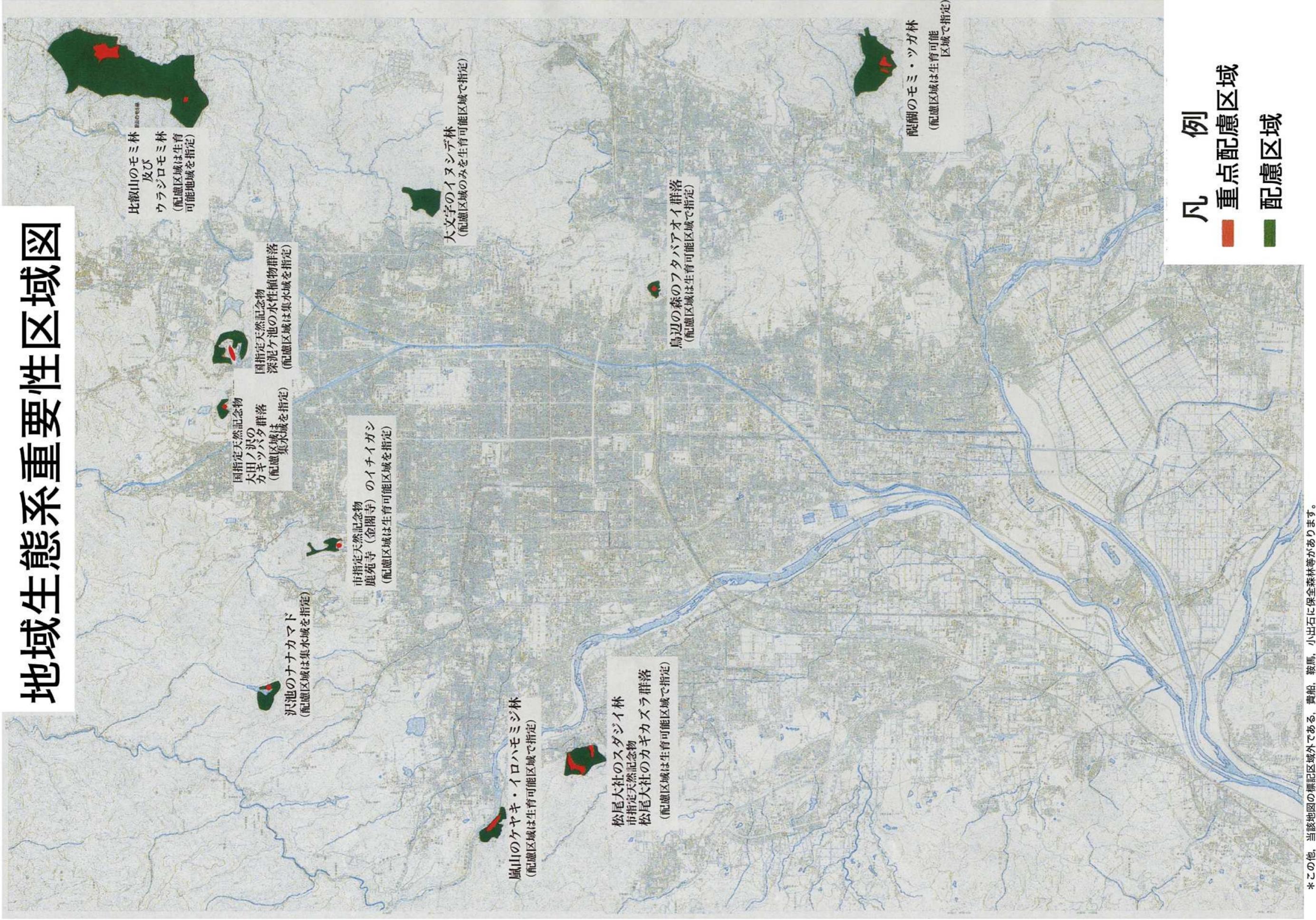
* 保全すべき個体

鹿苑寺（金閣寺）のイチイガシ 等 4個体

斜面防災重要性区域図



地域生態系重要性区域図



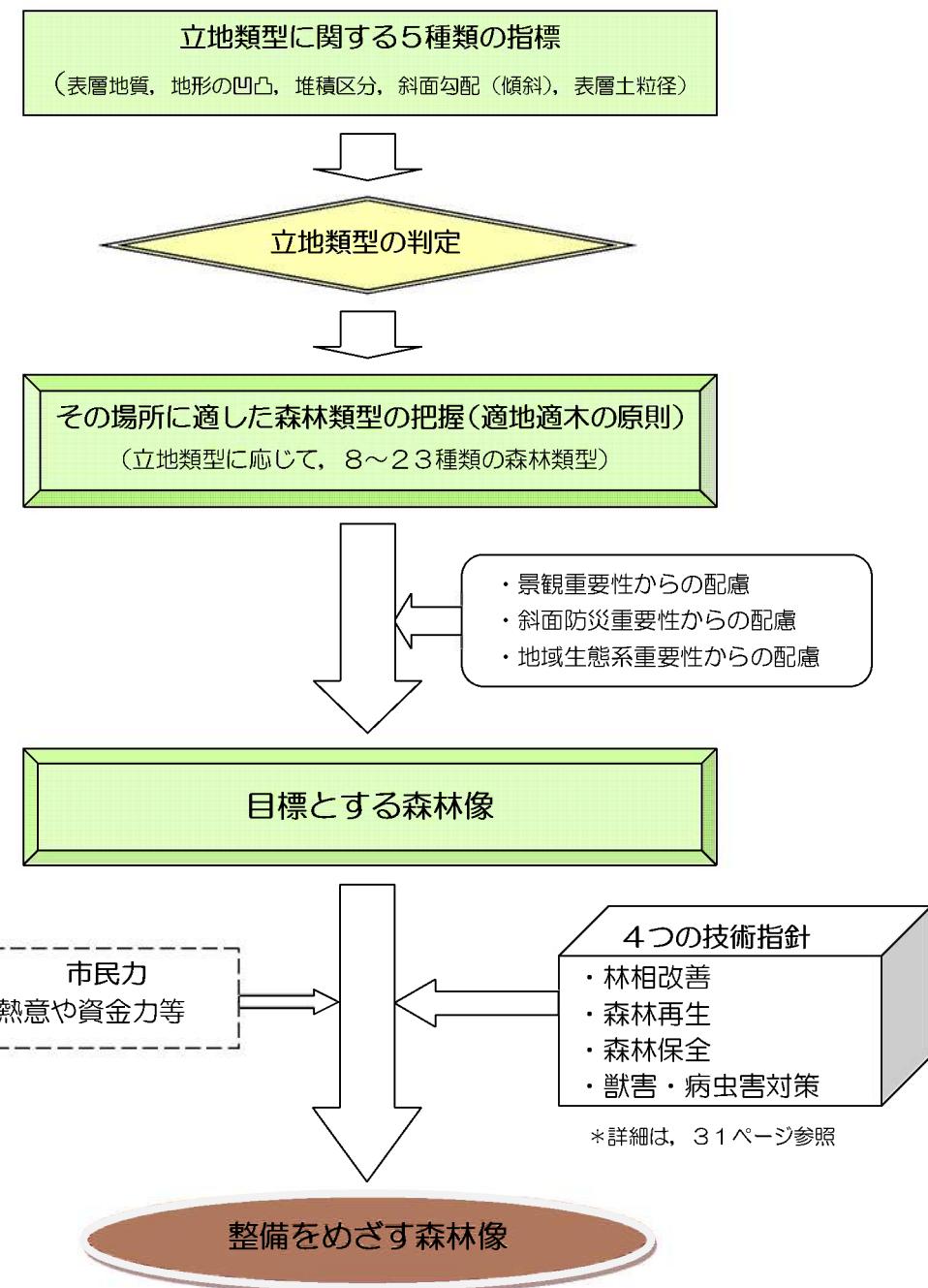
*この他、当該地図の標記区域外である、貴船、鞍馬、小出石に保全森林等があります。

第6章 「整備をめざす森林像」決定までのプロセス

第4章では、三山の森林類型と立地類型との関連性を、第5章では、3種類の区域図を活用した配慮すべき事項を考慮し、目標とする森林像の選定ができる解説しました。ここでは、具体例により、整備をめざす森林像の抽出に至るまでの過程を示します。

1 「整備をめざす森林像」を得るまでのフロー

「整備をめざす森林像」決定までのプロセスについて、フローを示すと下図のようになります。



2 「立地類型」の判定から「整備をめざす森林像」を得るまでの具体例

東山の大文字山で行われる「五山の送り火」の火床周辺地を例に、「立地類型」の判定から「整備をめざす森林像」を得るまでの過程を示してみます。

(1) 立地類型の判定

大文字山付近の対象地	
・火床上部の尾根筋	
・火床下部の平坦地～肩部	
立地	
土壤等の5つの指標	状況
表層地質	泥岩（一部变成岩）
地形の凹凸	凸型
堆積区分	残積土
傾斜勾配（傾斜）	平坦
表層土粒径	粘性土



対象とする2箇所は位置が異なりますが、土壤等の状況は同じです。上表の内容を14ページの「立地類型区分表」に当てはめると、「1」の立地類型に該当します。

この立地類型に対応する森林類型は、下表のとおりとなっており、アカマツ林など8種類の森林類型が適地性が高く、世代交代が可能、又は一定の条件下で可能なものとなります。

立地類型 1 に対応する森林類型表（抜粋）

森林類型 (優占種林分)	項目				
	現況植生 ^{*1}	適地性 ^{*2}	遷移段階 ^{*3}	シカ害 ^{*4}	病虫害 ^{*4}
アカマツ林	+	+++	++	++	+++
ツツジ科低木林	++	+++	++	++	-
リョウブ林	+	++	++	+++	-
ヒノキ林	+++	+++	+++	++	-
コジイ林	++	++	+++	+	+
ソヨゴ林	+++	+++	++	+	-
ヤマモモ林	-	++	++	+	+
モウソウチク林	+	++	-	+	-

*1 現況植生：「+」が多いほど出現頻度が高いことを示し、「-」は三山では存在を確認していませんが、近傍の同一立地類型地で存在していることを表します。

*2 適地性：「+++」はその森林がその場所で世代交代が可能、「++」は一定の条件下で可能、「+」は世代交代困難

*3 遷移段階：「+++」は極相、「++」は途中相、「+」は先駆相、「-」は遷移段階評価不要

*4 シカ害・病虫害：「+」が多いほど、被害状況が大きいことを示し、「-」は重大な被害がないことを表します。

(2) 目標とする森林像の選定と実現

立地類型に対応する森林類型は、世代交代が可能な森林の主木の選択肢を示したものであり、この段階では、目標とする森林像が決まるものではありません。

目標森林像は、この主木の選択肢に、前述の重要性区分を加味して選定するものです。

また、各種の技術指針を踏まえ、森林景観づくりに取り組む側の事情に照らしたうえで、実際に整備をめざす森林像を求めていくことになります。

ア 「立地類型に対応する森林類型」の分析

現況植生： ヒノキ林、ソヨゴ林が、高い頻度で存在します。この内、ソヨゴ林は、アカマツ退行林が粘土地で遷移した結果であり、本来目標とする森林には難があります。

適地性： アカマツ林、つつじ科低木林、ヒノキ林、ソヨゴ林は、その場所での世代交代が可能な森林として選定できます。

遷移段階： 安定している森林類型は、ヒノキ林、コジイ林であり、この森林類型であれば、長期に安定した極相の森林となります。

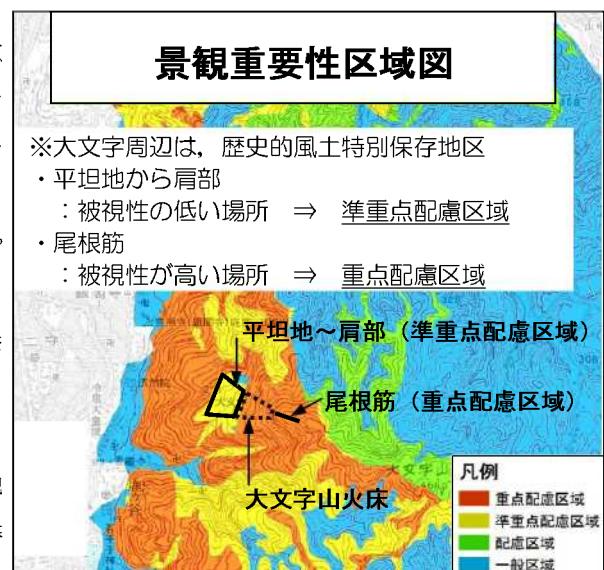
シカ害・病虫害： 被害状況が大きい森林類型があるため、注意する必要があります。特に、アカマツ林の病虫害（松くい虫被害）は深刻です。

イ 重要性区域図を用いた景観形成価値等への配慮

（景観形成価値への配慮）

尾根部は、景観重要性区域図で重点配慮区域であり、歴史文化的意味があるアカマツ林をそのシルエットで再生する適地になります。ただし、病虫害の程度が高いため、徹底した防除のほか、抵抗性マツの導入や周辺地の生存アカマツを排除したバッファーゾーンの設置等の対策とともに、貧栄養状態の継続的な維持等の維持管理が必要となります。

また、大文字という歴史的風土を持つ地域でもあるため、準重点配慮区域は、四季の移り変わりを実感できる森林へと誘導します。



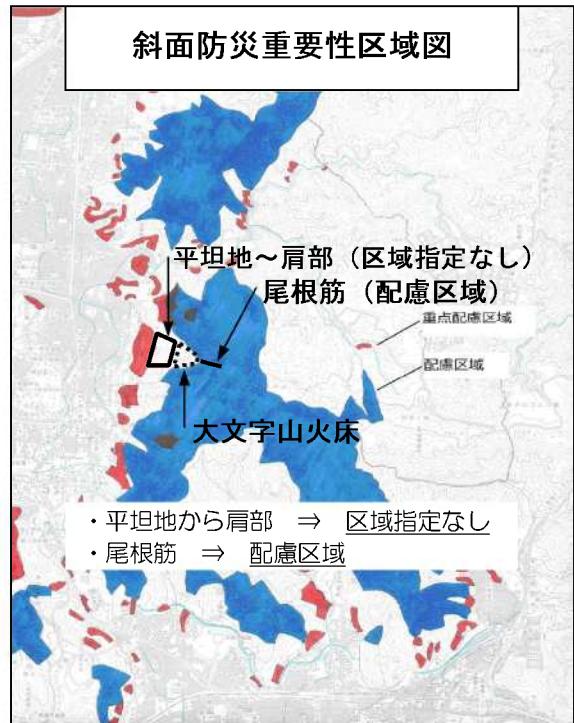
* マツ林保護のためのバッファーゾーン

マツノマダラカミキリの飛来距離が、概ね2kmと言われているため、対象地の半径2kmの区域からマツをなくし、アカマツ林を守るための緩衝地帯とするもの。

(斜面防災的価値への配慮)

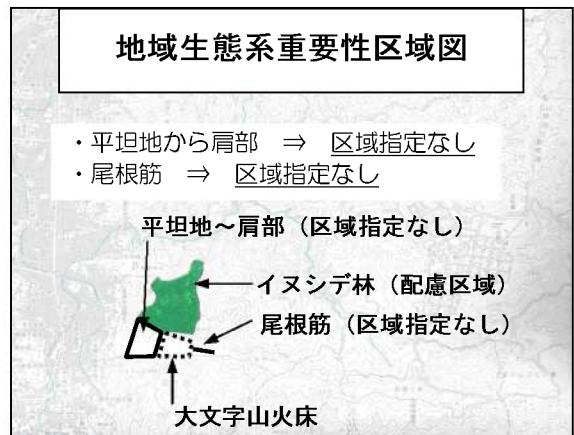
防災重要性区域図においては、尾根筋は配慮区域であるため、ヒノキ林を選定した場合においても、ヒノキの純林とせず、混交化することで下層植生を充実し、水源涵養性の向上や表土流出の防止の検討をする必要があります。また、混交林とすることにより、土壤緊縛力が向上し、植栽土壤自体が安定します。

また、ヒノキ林は遷移段階が極相「+++'であり、安定した森林として、維持費用を節減する中で実現可能な森林となります。しかし、同程度に安定した植生が期待できるコジイ林を選択した場合は、暗い森林となりやすく、下層植生が充実しない場合が多分に想定されるため、好ましくはありません。



(地域生態系保全的価値への配慮)

地域生態系重要性区域図においては、平坦地から肩部、尾根筋とも区域指定なしですので、人手を入れることは可能です。ただ、隣接する北側は、イヌシデ林のバッファーゾーンなので、隣接していることへの配慮として、対象地内に花崗岩基盤がスポット的にある場合は、イヌシデ林の縁部として、イヌシデを適地に苗木植栽することにより、バッファーゾーンを保護する等は考えられます。

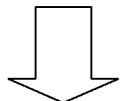


ウ 目標とする森林像とその実現に向けて

森林類型を求める、各重要性区域図を参考として、景観形成価値等への配慮を検討しました。

次に、検討のうえで、絞り込んだ候補の事例を示します。

<p>尾根筋 目標とする森林像</p>  <p>アカマツ再生林</p>	<p>アカマツ林の樹形がつくる、空を背景とする（スカイライン）景観は、歴史文化的にも重要な景観であるため、アカマツ林の再生を目指します。</p> <p>しかし、松くい虫被害に対する、徹底した駆除や抵抗性マツの導入、周辺へのバッファーゾーンの設置に加え、貧栄養状態の維持（松葉搔きや下草刈り）が必要となります。</p>
<p>平坦地 目標とする森林像</p>  <p>針葉・落葉樹混交林</p>	<p>平坦地での「適地性」が高いヒノキ林は、より自然な景観のヒノキ林とするために、秋に黄葉するアオハダ、アオダモや紅葉するヤマウルシ等の落葉広葉樹を加えた混交林とし、景観性及び公益性（水源涵養・防災への配慮）に優れ、長期に安定した森林を目指します。</p>



専門的な見地からの4つ技術指針（林相改善、森林再生、森林保全、獣害・病虫害対策）を必要に応じて用い、検討を行い、森林景観づくりに取り組む側の思いや人的な体制、資金面などの事情に照らしたうえで、実際に整備をめざす森林像を求めます。

* 目標とする森林像 針葉・落葉樹混交林

錦秋（紅葉が錦（にしき）のように色鮮やかな秋）の森とすることを念頭に、その色合いを考えると、赤・黄・緑色といった植物が織り成す色彩鮮やかな景観となります。この内、赤はモミジやイヌシテ、ヤマウルシ、黄色はアオハダ、アオダモが想定されます。

第7章 技術指針

1 4種類の技術指針

目標とする森林像から整備をめざす具体的な森林像を導き出すための手法として、以下の4つの技術指針をまとめています。

- (1) **林相改善技術指針** (今ある森林の中に除間伐によって光を導き、苗木を植樹・生育するための手法等)

放置林や放置竹林及びカシノナガキクイムシ被害林分等の除間伐等、植生を修復するための植樹技術（林相改善や林相転換等）の考え方を示しています。

- (2) **森林再生技術指針** (目標とする森林を初めてつくるための手法)

皆伐や地形改変など森林的環境が失われた場所の森林再生手法を示しています。

再生基盤の整備から苗木植栽、ところによっては成木を用いた修景植栽などの手法を示しています。

- (3) **森林保全技術指針** (自然度が高い貴重な森林を守るための手法)

里山ではなく自然度が高い森林はそのままであることが重要です。すなわち、手を加えずに守り、育てることが必要ですので、その措置を示しています。

これらは、手を加えず保全することが基本ですが、ある程度、手を加えながら保全されてきたものについては、その手法を示しています。

- (4) **獣害・病虫害対策技術指針** (森林病害虫、獣害対策の手法)

マツ萎凋病（マツノザイセンチュウ被害）、カシノナガキクイムシによるブナ科樹種の枯死、シカ等による食害について、対策の基本的な考え方を示しています。

第8章 共汗で取り組む森林景観の保全・再生に向けて

1 京都市基本計画に掲げる取組の推進

本市では、平成23年度から平成32年度までを計画期間とする、京都市基本計画「はばたけ未来へ！京プラン」を昨年12月に策定しました。

新しい基本計画は、単なる「行政計画」ではなく、市民、NPO、企業、大学などのさまざまな主体と行政とが夢と希望、危機感と責任を共有し、役割を分担し、共に汗を流して協働する「共汗型計画」として策定しており、三山の森林景観の保全・再生についても、市民やNPO、事業者等との協働による、森林景観づくりを推進していくこととしています。

2 ガイドラインに基づく森林景観づくりに向けて

これまで見てきたように、森林は人々の生活と密接にかかわることにより、生活に必要な資源となるとともに、その多面的な機能が人々の生命の安全や心の健康を支えてきました。

森林側から見れば、その健全な姿は人々が森林とかかわりを持つことによって保たれてきました。そこには人々の暮らしと共生する森林の姿がありました。

今、その森林が危機に瀕しています。

それを救うのもまた人々の力です。それは、行政でもあり、事業者でもあり、市民やNPOでもありますが、それぞれがそれぞれの立場でできることを考え、また、互いに協力しあうことによって、持てる力を結集していく必要があります。

森林保全活動等に取り組んでいる団体には、「京都伝統文化の森推進協議会^{*1}」や「京都モデルフォレスト協会^{*2}」などが既にあります。

しかし、50年後、100年後を見据えた構想のもとで森林の保全・再生に取り組むためには、より一層機運を高め、全市民的な合意を形成していく必要があります。

そのためには、このガイドラインを広く普及させ、啓発活動を実施するとともに、共汗で取り組む森林景観づくりを進めていくための仕組みを検討し、構築していかなければなりません。

そうすることにより、社寺、大学をはじめとする研究機関、産業界、森林ボランティア活動に取り組んできた多くの市民やNPOが行政と手を取り合って、森林景観の保全・再生を図ることが可能になります。

*1 京都伝統文化の森推進協議会

「京都の三山の森林景観を守り育てよう」を合言葉に、平成19年12月、林野庁・京都市・支援協力者が協力して設立された団体。東山での新たな森づくりを通じて、伝統文化を大切に発展させることを目的に活動を始めている。京都の森林の望ましい姿の実現に向けて、市民とともに大きな支援の環をつくり、京都のよき文化を日本各地に発信することにしている。

*2 京都モデルフォレスト協会

京都の森林を、森の恵みを受けている府民みんなで守り育む京都モデルフォレスト運動を推進するために、新たに設立された組織。森林に関する団体だけではなく、府民、企業、大学、文化活動団体、ボランティア団体等に幅広く参画を呼びかけ、社団法人として平成18年11月に設立された。

京都市三山森林景観保全・再生ガイドライン 概要版

平成23年5月発行

京都市都市計画局都市景観部風致保全課

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話（075）222-3475

京都市印刷物 第233046号

